

④ 土地利用の状況と地域まちづくり

横浜市の市街地の拡がりを、D I D（人口集中地区）の拡大状況から見ると、都心及び臨海部の周辺地域では、おおむね1960（昭和35）年までに市街地が形成されてきました。

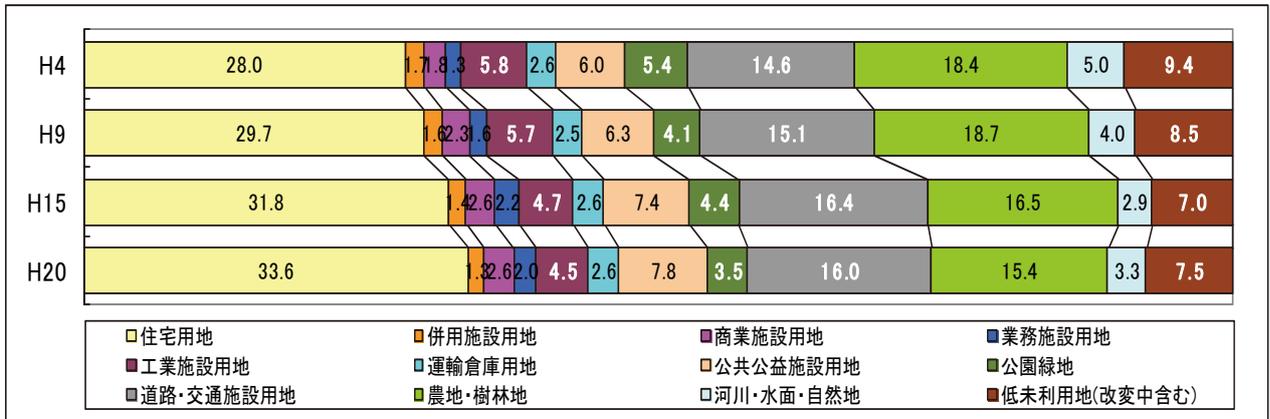
また、郊外部は首都圏全体の中であって、主に、昭和30から昭和40年代の高度成長時代に市街地が急速に広がる中で、拡大をコントロールしつつ、道路や公園などの公共施設などを整備しながら形成されてきました（図-23（P.27））。

横浜市の2008（平成20）年時の土地利用構成比は、住宅用地が33.6パーセントで最も高く、次いで道路・交通施設用地が16.0パーセント、農地・樹林地が15.4パーセントとなっています。土地利用構成の推移は、横浜市全体では住宅用地、商業用地及び公共施設用地の比率が増加し、工業用地、農地・樹林地の比率が減少しています。特に、大規模な敷地を要する工業施設については、施設の合理化や市外への転出が近年多く、その跡地が集合住宅や大規模店舗になるケースが増えており、地域における公共インフラ等に影響を与える場合があります（図-22（P.26）、図-25（P.29）参照）。また、人口構成や分布の変化に伴い、小学校など公共施設の土地利用転換も近年進んでいます（表-1（P.26）参照）。さらに、地域の商店街の空洞化や駅から離れた郊外住宅地における空き家や空き地の増加による、防犯性の低下などが懸念されます。

地域まちづくりについては、市民等との協働によるまちづくりを推進するため、2005（平成17）年に制定された横浜市地域まちづくり推進条例に基づき、市内全域で様々なテーマで地域まちづくりが展開されており、地域まちづくりを行う活動団体は139グループ、まちづくり組織の認定数は22となっています（図-26（P.30）参照）。

2002（平成14）年の都市計画法の改正により創設された、地方公共団体に都市計画の提案ができる制度（都市計画提案制度）に基づき、2011（平成23）年度末までに、地区計画、用途地域等の都市計画決定・変更を6件行いました（表-2（P.29）参照）。

【図-22 土地利用の推移】



出典：都市計画基礎調査

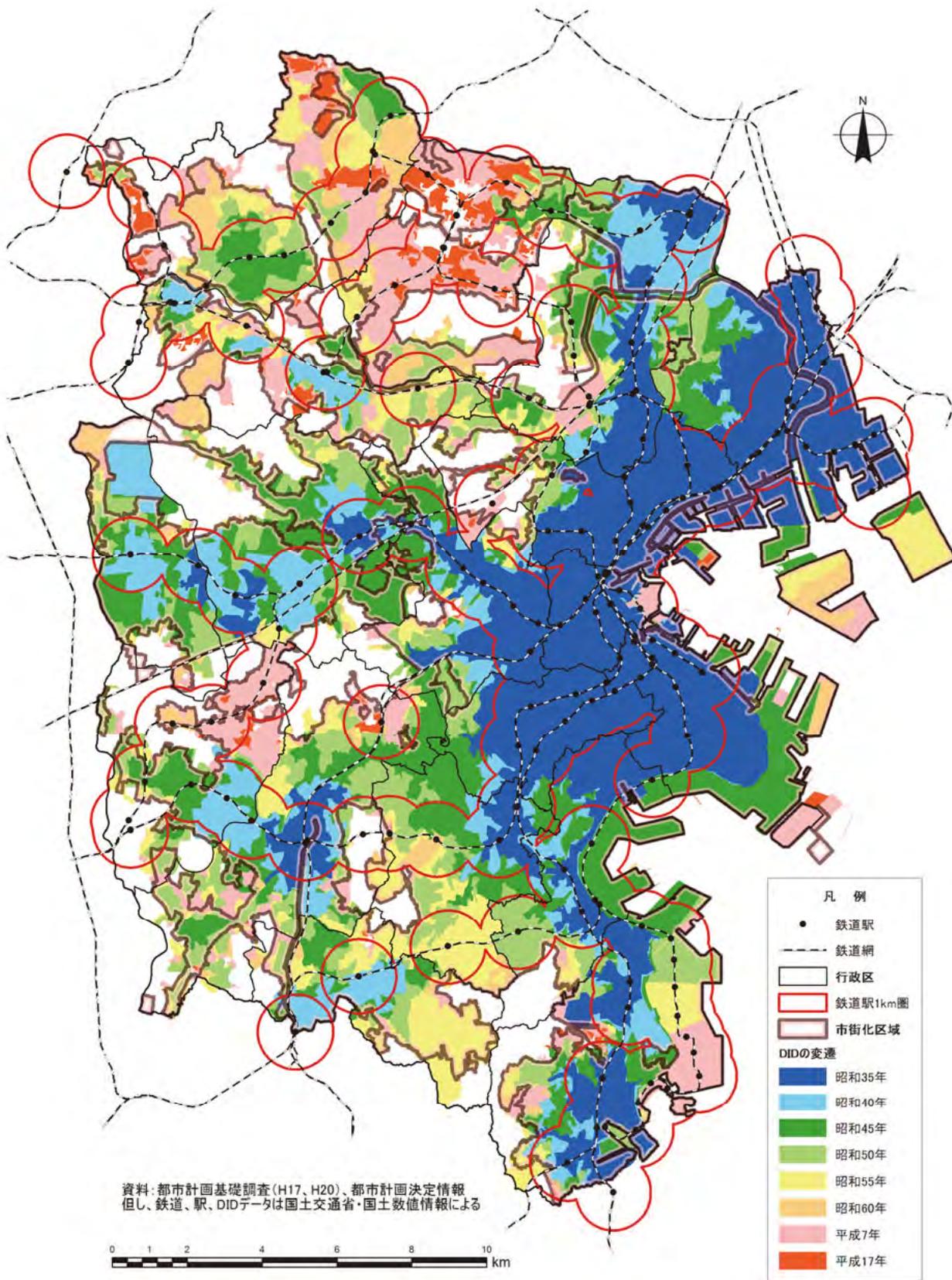
【表-1 学校の用途廃止後の利用進捗状況】

旧学校名	廃止年度	後利用検討状況
霧が丘第一小	18(2006)	公募売却・貸付【再公募検討中】
霧が丘第三小	18(2006)	地域ケアプラザ【H20(2008)年4月開所】 コミュニティハウス インド系インターナショナルスクール【H21(2009)年4月開所】
並木第三小	18(2006)	公募売却・貸付【H21(2009)年度 事業提案公募実施】
野七里小	18(2006)	埋蔵文化財センター【H21(2009)年11月開所】
矢沢小	18(2006)	コミュニティハウス【決定】 スポーツ需要に応じた公園【決定】
若葉台東小	19(2007)	新治特別支援学校の移転【決定】
若葉台西小	19(2007)	公募売却・貸付【事業予定者決定】
若葉台西中	19(2007)	市民スポーツ活動拠点【決定】
氷取沢小	19(2007)	地域ケアプラザ【H23(2011)年4月開所】 特別養護老人ホーム【H23(2011)年4月開所】 公園【決定】
野庭小	20(2008)	地域療育センター【決定】 母子生活支援施設【決定】 養護老人ホーム【決定】 消防訓練場【決定】

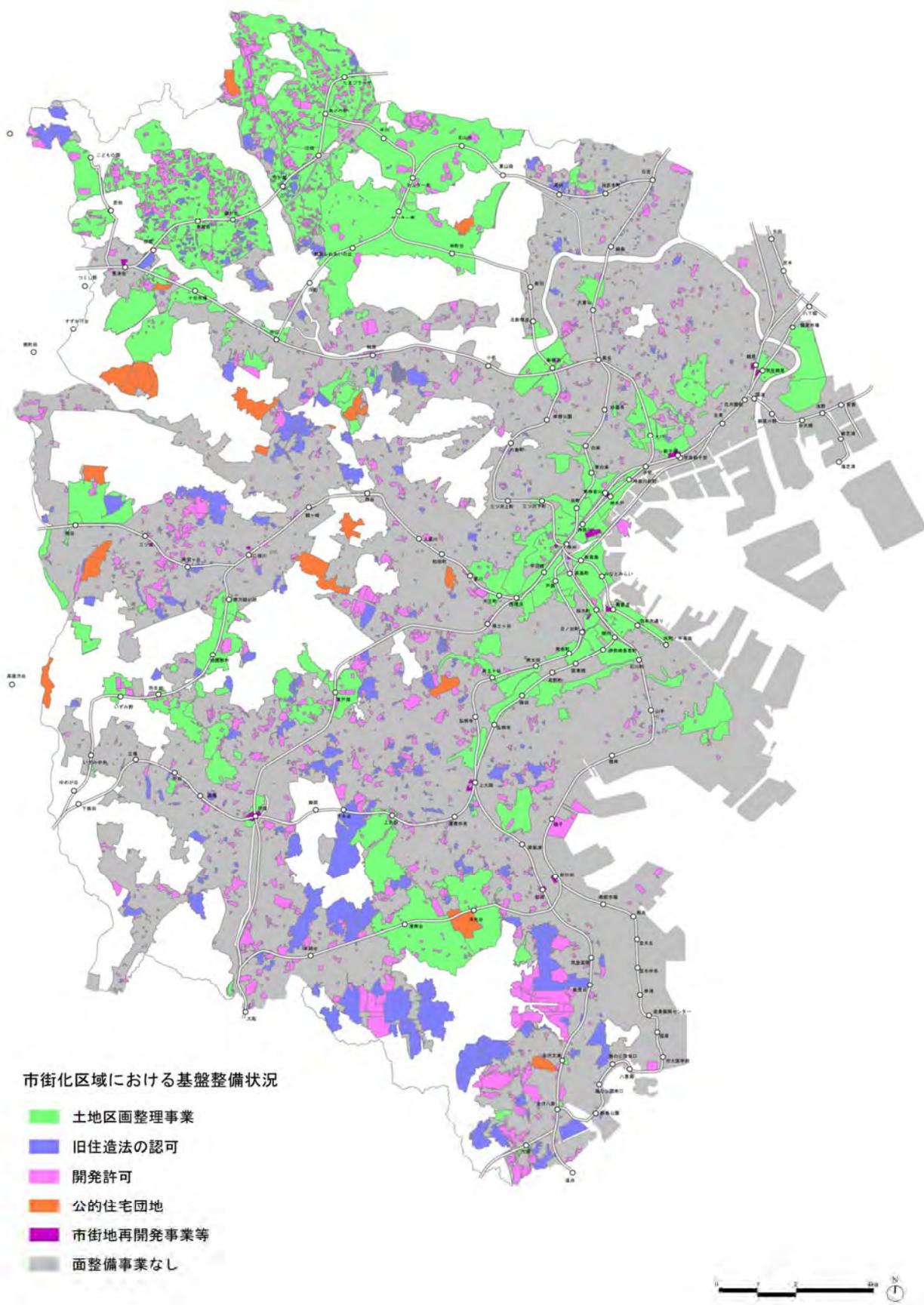
出典：横浜市資産活用基本方針（平成22(2010)年3月）

【図-23 横浜市の市街地の拡大の状況(人口集中地区(DID※)に編入された年度別)】

※DID:人口集中地区(Densely Inhabited District)の略
 国勢調査の単位区ごとに人口密度4,000人/km²以上が隣接し、人口が5,000人以上の地区

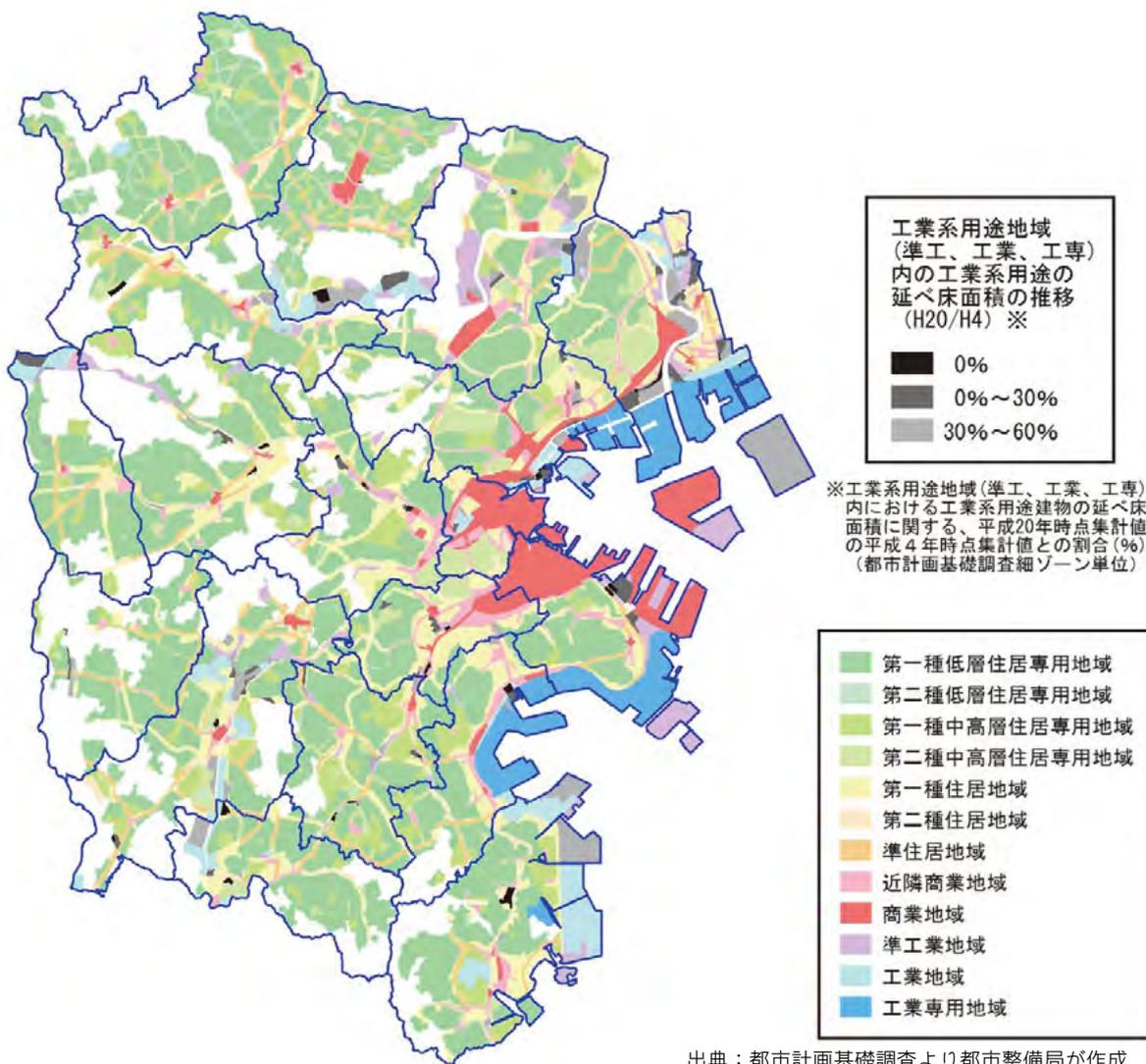


【図-24 市街化区域における市街地整備の状況図】



出典:「人口減少等を踏まえた郊外部のまちづくり検討調査(2010(平成22)年3月)横浜市」
 をもとに都市整備局で作成

【図-25 工業系用途地域内の工業系用途の延べ床面積の推移】



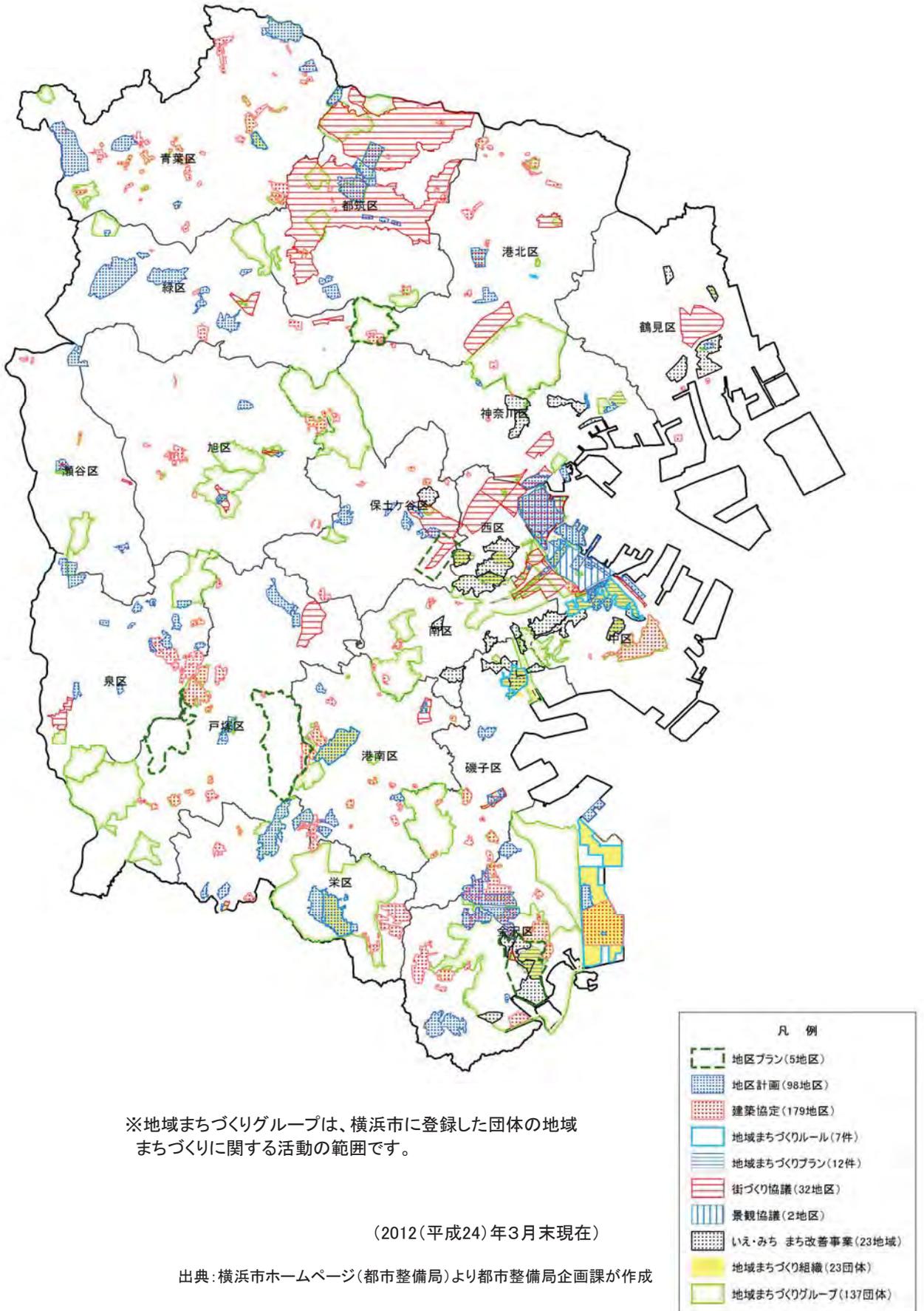
出典：都市計画基礎調査より都市整備局が作成

【表-2 都市計画提案制度に基づき横浜市に提出された計画一覧】

	件名	受理日
都市計画決定 又は変更を行 った計画提案	栄区笠間町二丁目地区 (用途地域・高度地区・防火及び準防火地域の変更)	2003(平成15)年 7月4日
	旭区二俣川一丁目地区 (用途地域・高度地区・防火及び準防火地域の変更)	2003(平成15)年 9月12日
	都筑区池辺町上藪根地区 (用途地域・防火及び準防火地域の変更、地区計画の決定)	2004(平成16)年 12月15日
	泉区西が岡一丁目地区 (用途地域の変更、地区計画の決定)	2005(平成17)年 6月9日
	戸塚区東戸塚西地区 (地区計画の変更)	2005(平成17)年 6月20日
	磯子区磯子三丁目地区 (地区計画の決定)	2009(平成21)年 3月27日
都市計画決定 又は変更を行 わなかった計 画提案	瀬谷区二ツ橋町地区及び旭区上川井町地区(用途地域・高度地区・防火及び 準防火地域・風致地区の変更、地区計画・特別緑地保全地区の決定)	2006(平成18)年 6月20日
	磯子区磯子三丁目地区 (用途地域・高度地区・風致地区の変更、地区計画の決定)	2007(平成19)年 10月18日取下げ
	栄区上郷町地区 (用途地域・高度地区の変更、地区計画の決定など)	2007(平成19)年 12月28日

出典：横浜市ホームページ（建築局都市計画課）
(2011(平成23)年3月31日現在)

【図-26 まちづくりの推進地区】



⑤ 交通基盤の整備

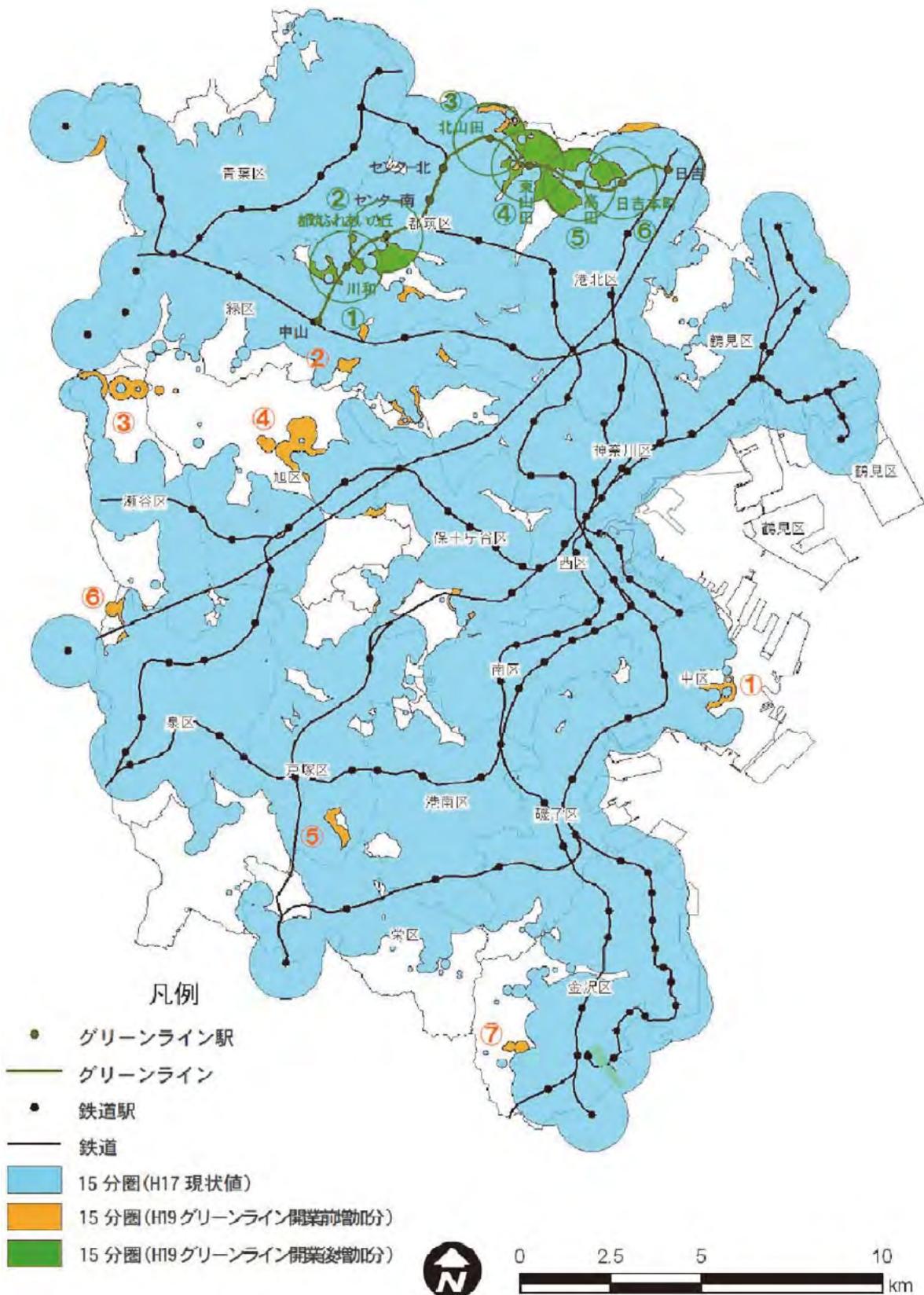
鉄道については、こどもの国線の通勤線化や、みなとみらい線、市営地下鉄グリーンラインが開業するとともに、道路や駅前広場の整備などにより、最寄駅まで15分で到達できる人口の割合が約9割まで拡大されています（図-27（P.32）参照）。パーソントリップ調査における、代表交通手段の分担率をみると、横浜市の公共交通（鉄道・バス）利用率は、東京区部に次いで高く、一定程度の公共交通が利用しやすい交通体系となっていると考えられます（図-28（P.33）参照）。

横浜市内の都市計画道路（自動車専用道路、新交通システムを除く）の延長は、2011（平成23）年度末で、約681キロメートルであり、整備率は約66パーセントです。整備率を他の大都市と比較してみると、整備が非常に遅れている状況にあります（図-29（P.33）参照）。さらに、平日の混雑時旅行速度は、全国平均に比べ大幅に遅く（図-31（P.34）参照）、横浜市内の道路の整備状況は著しく立ち遅れており、自動車走行のみならず、バスなど公共交通や自転車の円滑な走行にも影響があります。

歩道の整備率については、主な都市の中では高い水準とはいえません（図-33（P.34）参照）。都市計画道路の整備率と同様に、区ごとの格差が大きい状況です（図-30（P.33）、図-32（P.34）参照）。

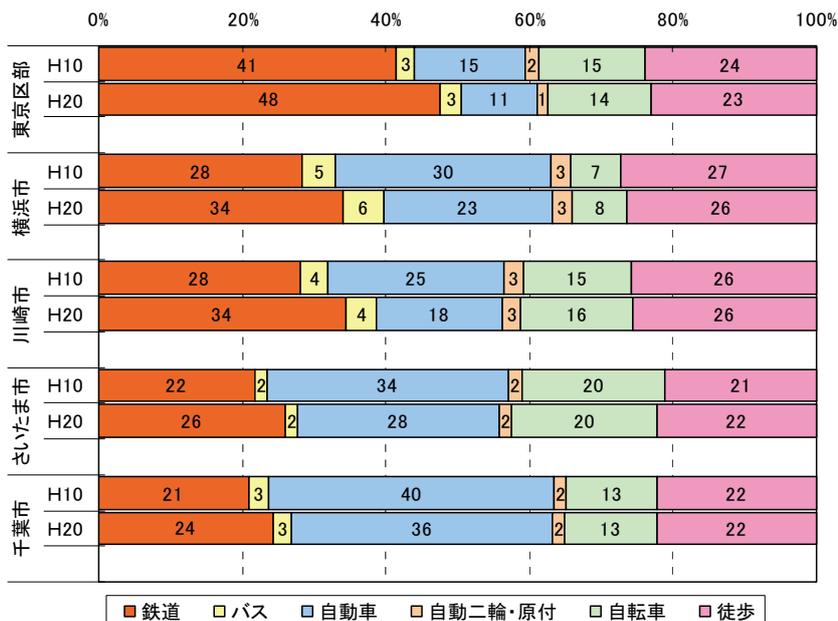
今後、築造後50年を経過する道路橋りょうの数が急激に増加することから、架け替えや補修の費用が非常に増加することが予想されます（表-3（P.34）参照）。

【図-27 市内鉄軌道路線図・駅まで15分カバーエリア】



(2008(平成20)年3月現在)
出典：道路局資料

【図-28 代表交通手段分担率】



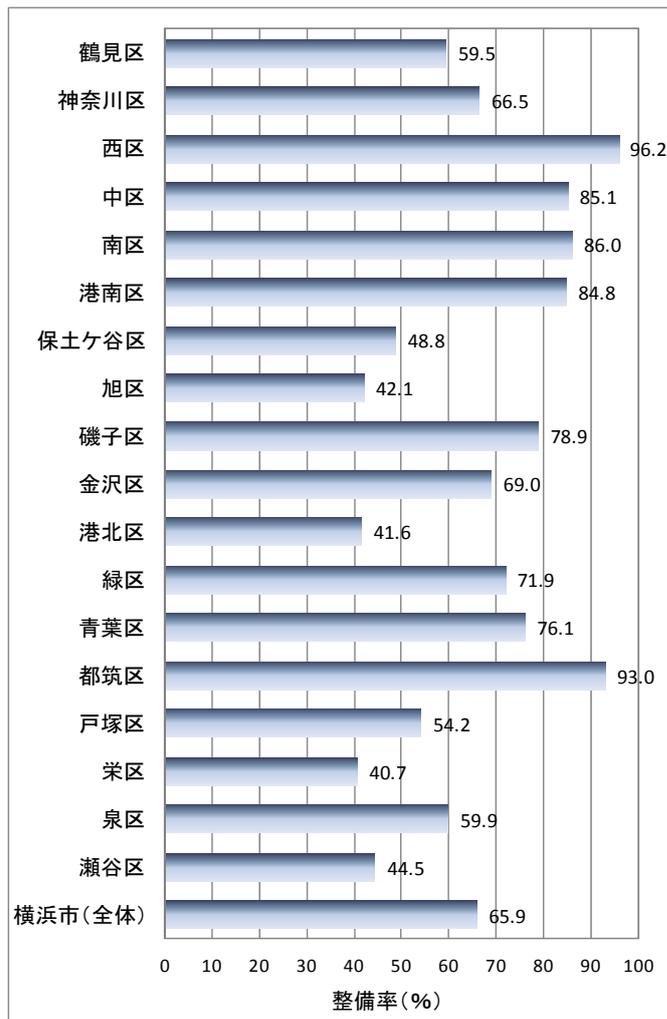
出典：国土交通省関東地方整備局記者発表資料「第5回東京都市圏パーソントリップ調査の集計結果について」より作成

【図-29 大都市 都市計画道路整備状況】



出典：2010(平成22)年都市計画年報（自動車専用道路、新交通システムを除く）より作成

【図-30 区ごとの都市計画道路整備率】



(2012(平成24)年3月31日現在)
出典：道路局資料を用いて作成

【表-3 道路橋りょうの築造年代】

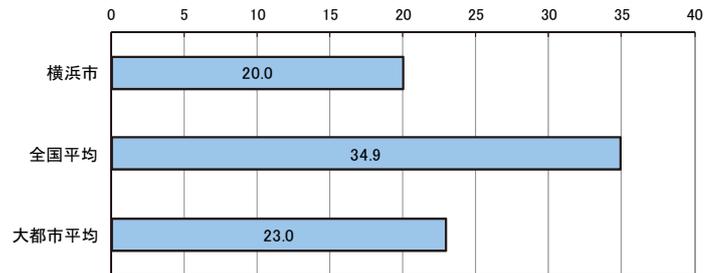
年代	橋りょう数	年代	橋りょう数
～1920(大正9)年	1	1961(昭和36)～1970(昭和45)年	284
1921(大正10)～1930(昭和5)年	62	1971(昭和41)～1980(昭和55)年	412
1931(昭和6)～1940(昭和15)年	58	1981(昭和56)～1990(平成2)年	479
1941(昭和16)～1950(昭和25)年	15	1991(平成3)～2000(平成12)年	215
1951(昭和26)～1960(昭和35)年	78	2001(平成13)年～	83

※ 築造年不明 12 橋

(2010(平成 22)年 4 月 1 日現在)

出典：道路局資料

【図-31 平日の混雑時旅行速度
(キロメートル/時)】



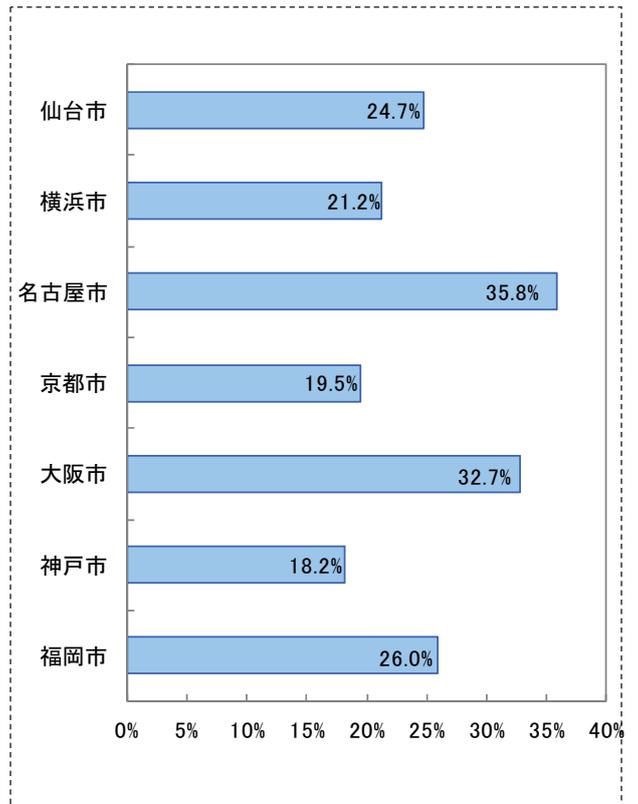
出典：2010 (平成 22)年度道路交通センサス

【図-32 区ごとの歩道整備率】



(2011 (平成 23)年 4 月 1 日現在) ※延長は横浜市が管理している道路の数値
出典：道路局資料

【図-33 主な都市の歩道整備率】



出典：道路統計年報 2011 (平成 23) 年を用いて作成

⑥ 水・緑など自然環境や都市の魅力

横浜市内には、「緑の10大拠点」を中心に、郊外部にはまとまった緑地・農地があり、これらを源流とする幾筋もの河川が市街地を縫うように流れ、海までつながっています。これらの緑地・農地の緑は、市域面積の約4分の1に相当する市街化調整区域を中心に、市街化区域に入り込むように、河川を軸として、森、丘、海へと連なる流域の中で、魅力ある水・緑環境が市民生活の身近な場所にあることが、横浜の水と緑の特徴となっています。

1970（昭和45）年には市域面積の約50.0パーセントであった緑被率は、2009（平成21）年度には、29.8パーセントまで減少しており、まとまりのある樹林地や農地、斜面緑地が分断され、孤立化が進行しています（図-34（P.36）参照）。また、都市化の進展に伴い、山林や農地も失われています（図-35（P.36）参照）。結果として、健全な水循環も失われつつあります。この間、市街化区域と市街化調整区域の面積割合には、さほど変化がないことから、市街化区域の身近な緑が失われたことや市街化調整区域における土地利用転換が緑地減少の要因と考えられます。

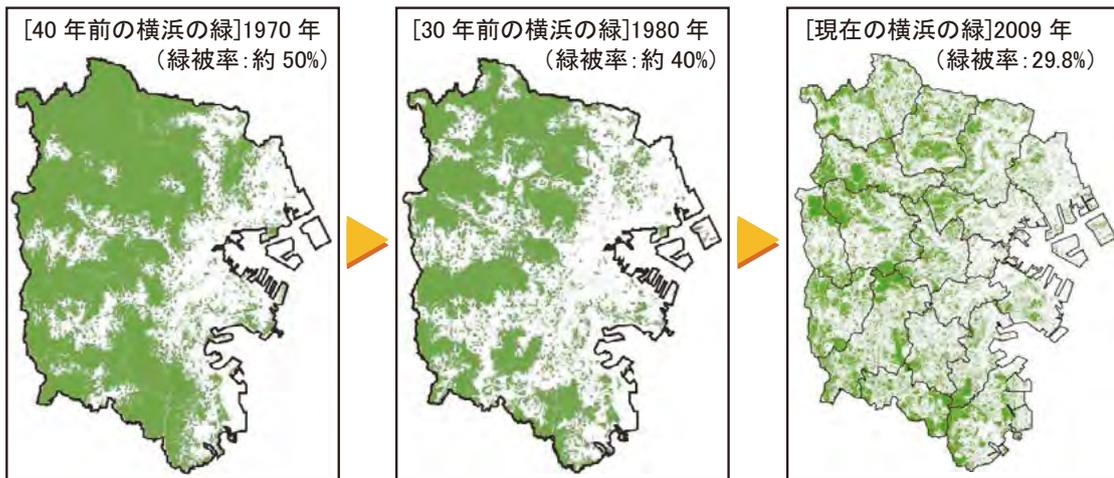
生物多様性の喪失が地球規模の環境問題となっていますが、横浜でも水・緑など豊かな自然環境の減少が、生き物の生息・生育環境に影響を与え、横浜で失われてしまった種や近い将来失われる危険性が高い種が増加しています（表-4（P.36）参照）。種の多様性の低下の一因として、かつては人の生産と生活の場として、継続的に利用されてきた里地里山空間が失われたことなどが指摘されています。

身近な緑の保全・創造に関する市民のニーズは高まっており、市民アンケートでは、横浜市内の緑の総量について98パーセント以上の市民が「増やしてほしい」、「維持してほしい」と答えています（図-36（P.36）参照）。

地域ごとの特性を生かした魅力づくりとして、郊外部においては、河川空間の魅力づくりや個性的な公園づくりなど水と緑を生かしたまちづくりが進められています（図-37（P.37）参照）。一方、都心部、臨海部においては、歩行者空間や美しい街並みの整備とともに、歴史的建造物や倉庫の保全・活用等が進められ、歴史性と現代性、多様性、地域性が感じられる港町の魅力形成が進められています。

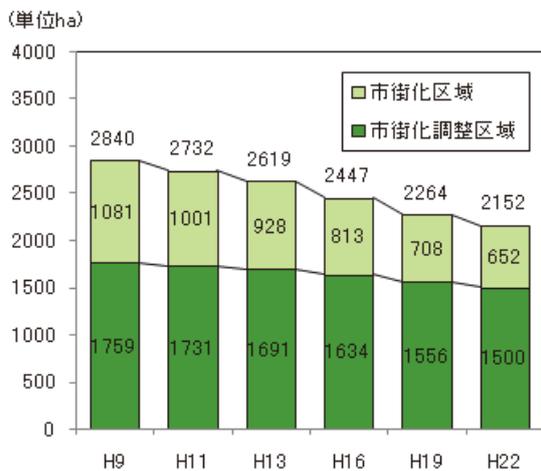
また、都心部に残されている近代建築や西洋館、郊外部に残されている古民家などを対象に、「歴史を生かしたまちづくり要綱」に基づく歴史的建造物の登録も進んでいます（表-5（P.37）参照）。

【図-34 緑被率の推移】

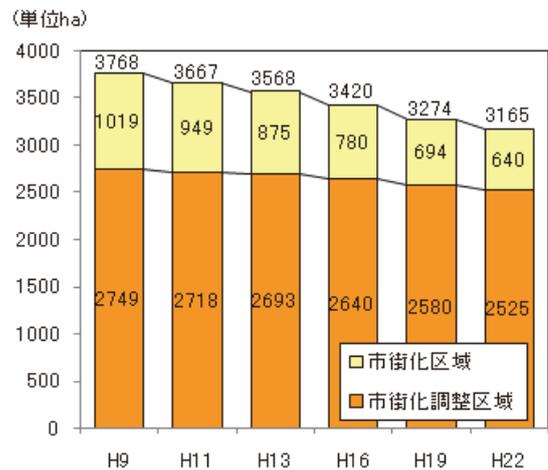


※緑被率は、調査年度によって調査手法や精度が異なるため、おおむねの傾向を示したものです。
出典：環境創造局資料

【図-35 山林・農地の面積推移】



山林の面積推移



農地の面積推移

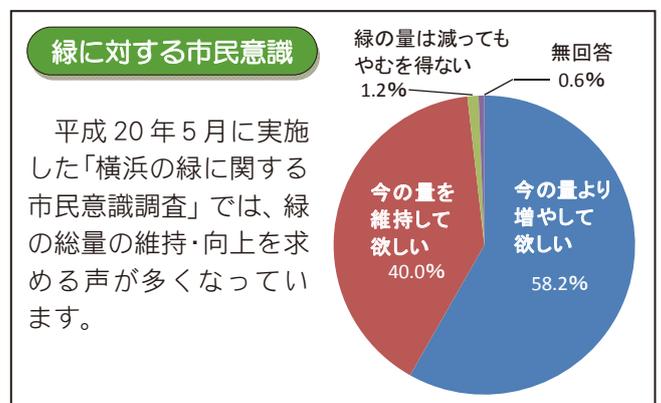
※固定資産概要調書等をもとに集計（農地については生産緑地地区・市街化調整区域内の農地を対象に集計）

【表-4 横浜で失われた生物】

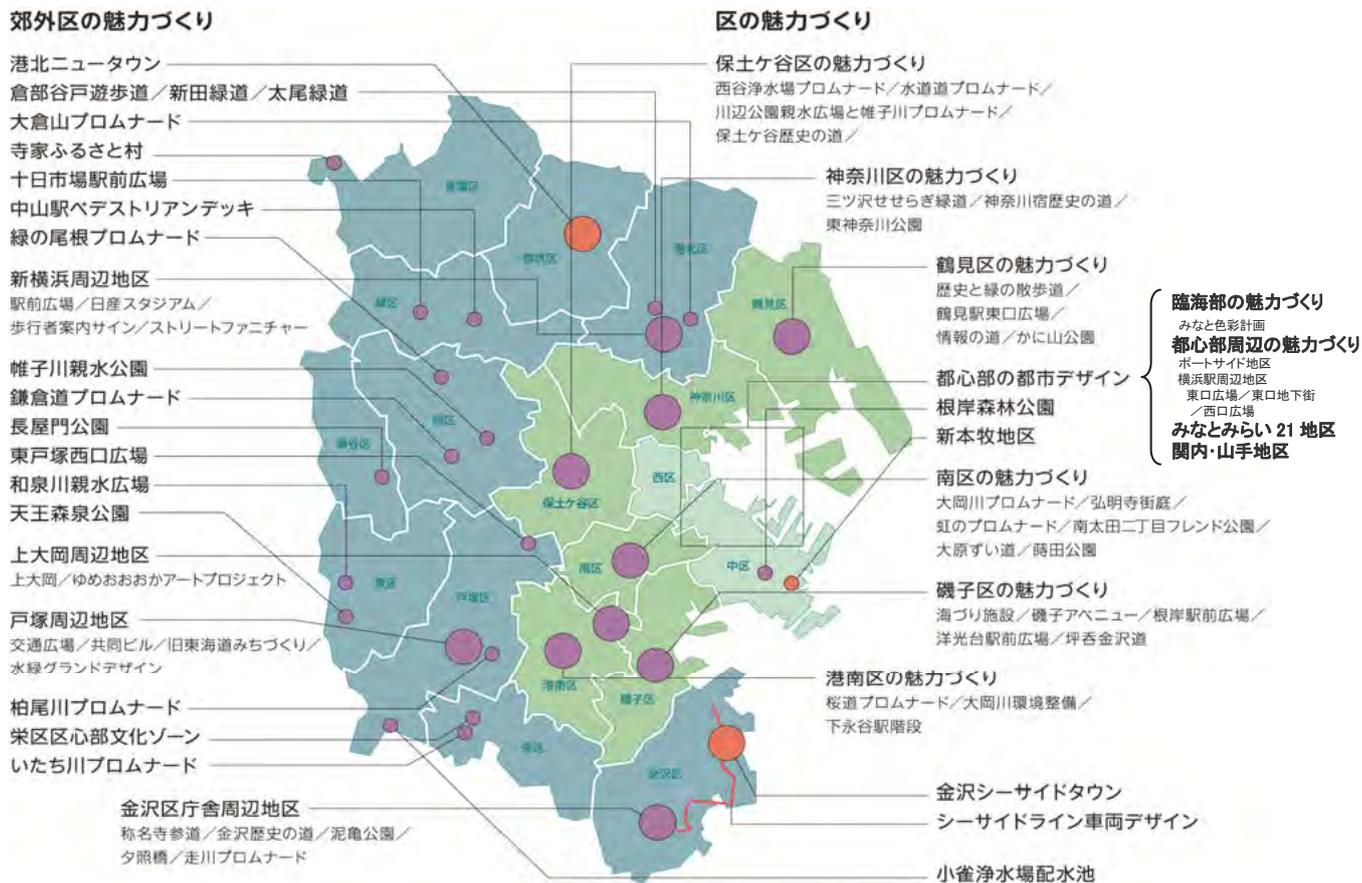
横浜で失われてしまった生き物たち	横浜で失われつつある生き物たち
スナヤツメ、ギバチ ミヤコタナゴ(野生)など	キンブナ、ギンブナ、 ドジョウ、カマツカ、 シマドジョウなど
横浜で失われてしまった昆虫たち	横浜で失われつつある昆虫たち
ヒメシロチョウなどのチョウ類	オオムラサキ、 ミヤマクワガタなど

出典：横浜市生物多様性保全再生指針（2009（平成21）年3月）

【図-36 市民アンケート結果】



【図-37 都市デザインの取組】



(2012 (平成 24) 年 3 月末現在)

出典：都市整備局都市デザイン室資料

【表-5 横浜市登録歴史的建造物件数】(2011 (平成 23) 年 12 月現在)

分類	社寺	古民家	近代建築	西洋館	近代和風	土木遺構	合計
件数	23	31	54	34	1	45	188

出典：都市整備局ホームページ

⑦ 安全・安心のまちづくり

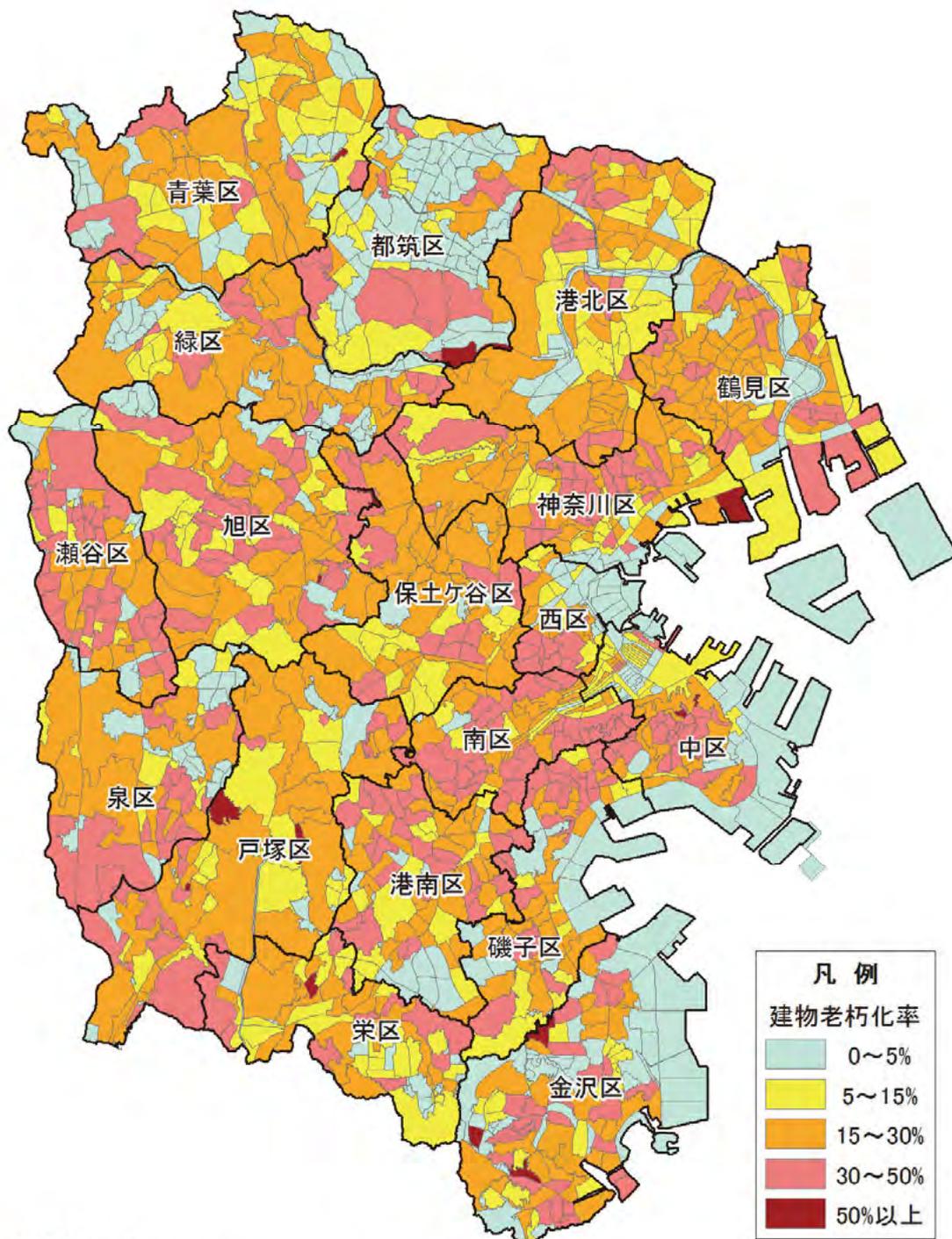
地震等への対応については、既成市街地を中心として、建物老朽化率の高い地域があるため地震やそれに伴う火災が発生した際には、大きな被害が出るのが危惧されます（図-38（P.39）参照）。特に、住宅戸数密度や倒壊危険条件などの客観的基準により選定した防災上課題のある密集住宅市街地は、23地域（660ヘクタール）あり、現在、11地区（235.8ヘクタール）において、地域住民とまちづくり支援団体（NPO等）の協働、更に行政との協働により、防災まちづくり計画の策定などが進められています（図-39（P.40）参照）。

一方で、東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波が発生したことから、発生頻度は低くとも発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波についても想定し今後の避難対策について検証することが求められています（図-40（P.41）参照）。

また、浸水への対応については、1時間に50ミリメートル以上の降雨観測回数が近年増加しており、このような局地的大雨が降った場合、浸水による被害が想定される地盤の低い地域では浸水対策の取組の必要性が高まっています（図-41（P.42）参照）。

さらに、大気や水質の汚染物質への対応については、ディーゼル車対策等により、大気環境の改善はみられますが、横浜港の水質改善などには課題があります（図-42、43（P.42）参照）。

【図-38 建物老朽化率の分布】



建物老朽化率＝
 (築25年以上の木造建築物延べ床面積+築50年以上の非木造建築物延べ床面積) ÷ 建物延べ床面積

出典：都市計画基礎調査（2008（平成20）年時点）

【図-39 いえ・みち まち改善事業】

■ いえ・みち まち改善事業対象地域と協議会活動地区

区	地域名	面積 (ha)	協議会活動地区	面積 (ha)
鶴見	① 市場西中町	6.1	市場西中町	6.1
	② 下末吉四丁目	9.1		
	③ 潮田・本町通	53.1	潮田・本町通	20.0
	④ 生麦四・五丁目	25.0		
神奈川	⑤ 子安通・浦島	7.4	浦島町	1.1
	⑥ 白幡仲町・七島町	28.3		
	⑦ 斎藤分町	21.9		
西	⑧ 六角橋一・二丁目	23.3	西戸部町	18.2
			東久保町	20.4
保土ヶ谷	⑩ 峰岡町2丁目	22.3		
南	⑪ 中村	45.2	唐沢・平楽・八幡町	40.2
	⑫ 堀ノ内町2丁目	11.8	中村町5丁目	3.2
	⑬ 庚台・清水ヶ丘・三春台・伏見町	58.7	三春台	22.7
	⑭ 井土ヶ谷上町	7.5		
	⑮ 大岡三丁目	21.6		
中	⑯ 山元町・柏葉	27.3		
	⑰ 北方町	8.0		
磯子	⑱ 本郷町3丁目	16.1	本郷町3丁目	17.4
	⑲ 下町	7.5		
	⑳ 上町	7.7		
磯子	㉑ 滝頭・磯子	52.9	滝頭・磯子	38.9
	㉒ 寺前一丁目・町屋町・谷津町	94.9	金沢南部	47.6
	㉓ 六浦四丁目	13.4		
対象地域面積		660.0	協議会活動地区 (11地区) 面積	235.8

■ 客観的基準に基づく地域の選定



■ 協議会活動地区の状況

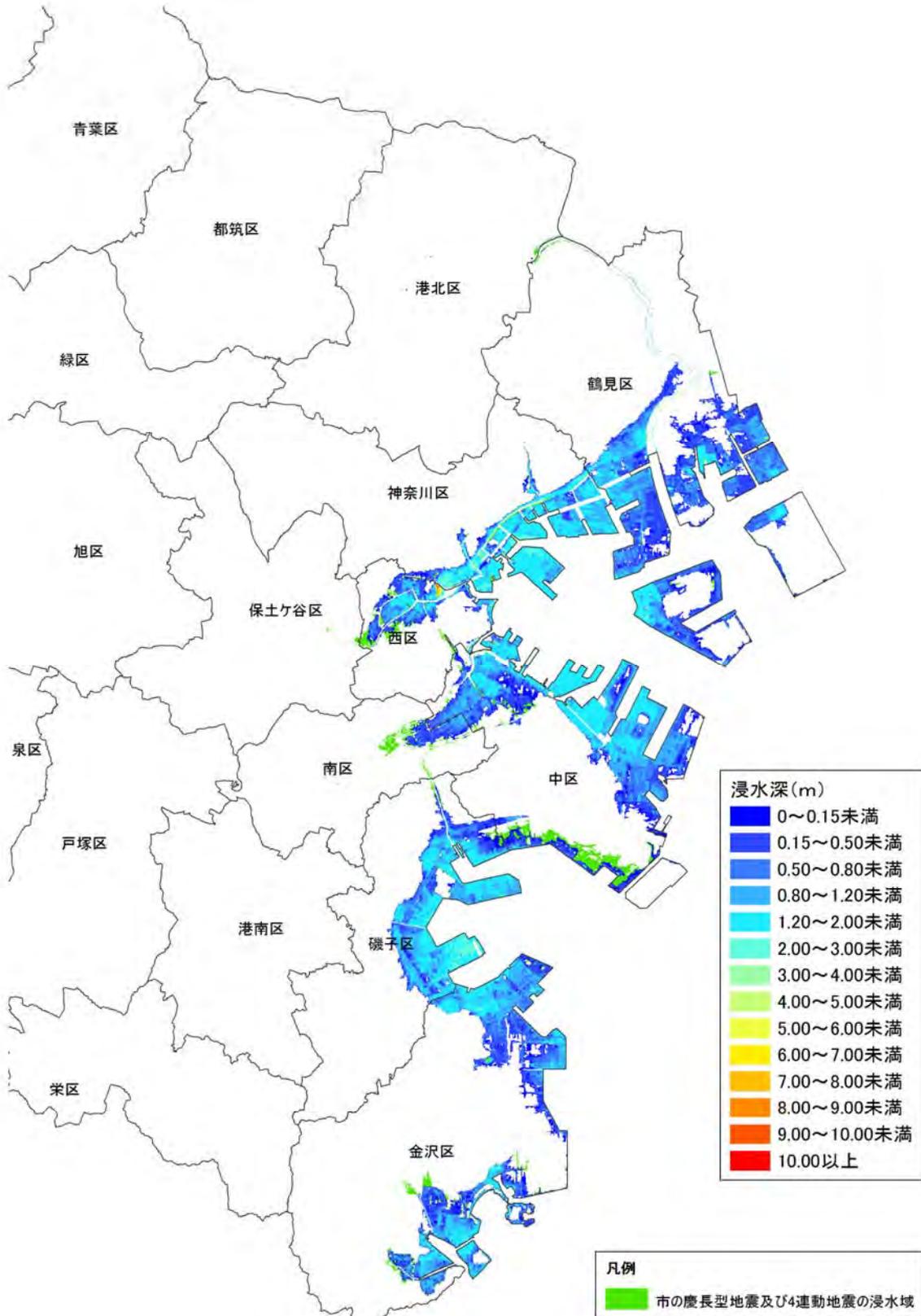
協議会活動地区	地区名	活動状況						
		勉強会開始	協議会設立	グループ登録	組織認定	計画策定	プラン認定	住宅市街地総合整備事業
鶴見区 (図注①)	1 滝頭・磯子	H15.10	H17.6	H17.10	H18.5	H19.6	H19.10	H20年度より
	2 市場西中町	H15.11	H16.11	H17.11	H18.1	H19.7	H20.1	H20年度より
	3 東久保町	H15.12	H17.7	H17.10	H18.10	H19.12	H20.4	H20年度より
	4 西戸部町	H16.7	H18.6	H18.6	H20.8	H20.7	H20.8	H21年度より
	5 本郷町3丁目	H17.3	H18.11	H18.11	H20.12	H20.3	H20.12	H21年度より
	6 浦島町	H15.12	H17.12	H18.2	H21.11	H21.9	H21.11	H23年度より
	7 三春台	H16.7	H20.11	H18.10	H21.3	H22.2	H22.3	H23年度より
	8 金沢南部	H15.10	H20.8	H20.6	H22.11	H22.9	H22.11	H23年度より
磯子区 (図注②)	1 潮田・本町通	—	H 9.6	—	—	H12.1	—	H 5年度より
	2 唐沢・平楽・八幡町	H15.7	H15.8	—	—	H16.2	—	H16年度より
	3 中村町5丁目	—	H15.8	—	—	H16.1	—	H16年度より

*1 防災まちづくり計画を策定し、条例に基づくプラン認定を受けた地区 *2 いえ・みち まち改善事業以前から取組を実施している地区

(2012 (平成 24) 年 3 月末現在)

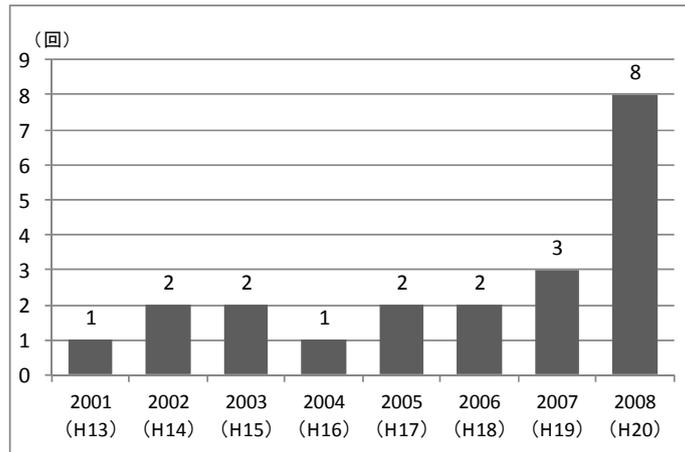
出典：いえ・みち まち改善事業 事例記録集をもとに都市整備局が作成

【図-40 慶長型地震津波(神奈川県と横浜市)及び4連動地震(横浜市)の浸水深分布図】



出典：横浜市消防局資料

【図-41 時間 50mm 以上の降雨回数の推移】



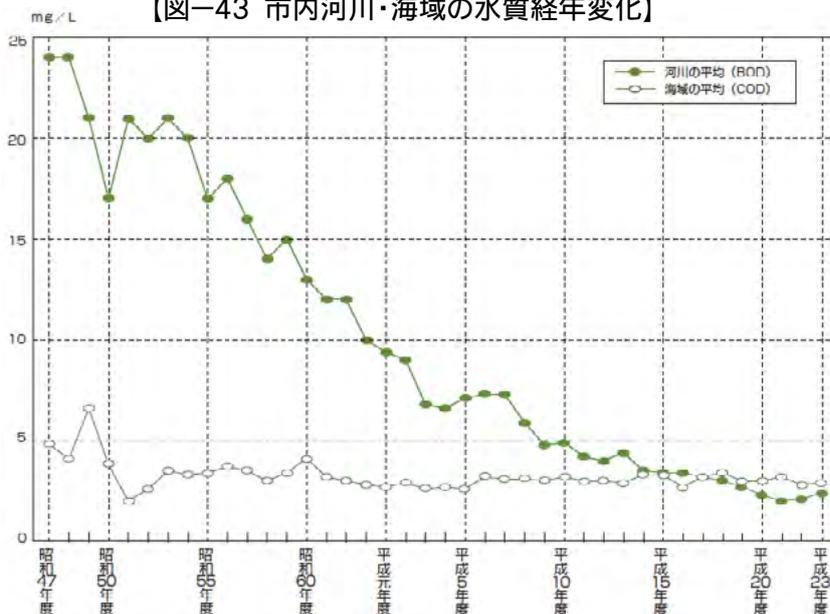
出典：安全管理局(現 消防局)雨量観測データ 2008(平成20)年

【図-42 大気汚染物質の年平均値の推移】



出典：環境創造局資料

【図-43 市内河川・海域の水質経年変化】



出典：環境創造局資料

3 超長期（2050（平成62）年頃）の横浜を取り巻く環境の展望

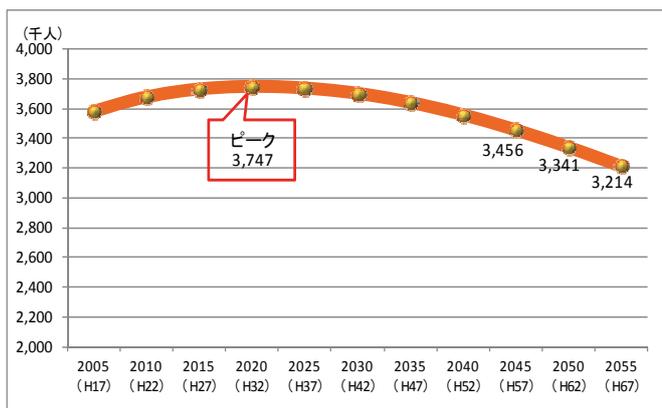
2050年の横浜は、人口が334万人に減少するとともに高齢化率も約40パーセントに上がることが予測されています（図-44、45参照）。一方、横浜市の財政状況は、高齢化や社会的経済状況から減収とならざるを得なくなり、さらに、これまでに蓄積された都市基盤施設や公共建築物の経年劣化が進むことから、維持保全及び更新費用が増大します。そのような社会においては、人口規模・構成に見合った都市づくり、効率的な都市基盤の維持、整備が必要であり、今の時点から検討していく必要があります。

情報化社会が一段と進むことが予想され、情報インフラの整備等により、市民生活における人や物の移動の状況が変化する可能性があります。

地球温暖化や生物多様性の喪失など、地球環境問題は、全世界で危機感を持って緊急的に取り組むべき課題です。超長期における深刻な影響を回避するためには、二酸化炭素の排出や生物多様性の保全・再生・創造に関し、これまでの延長線上ではない新たな取組が必要であり、都市としてそれらに対応する責務が一段と増大します。

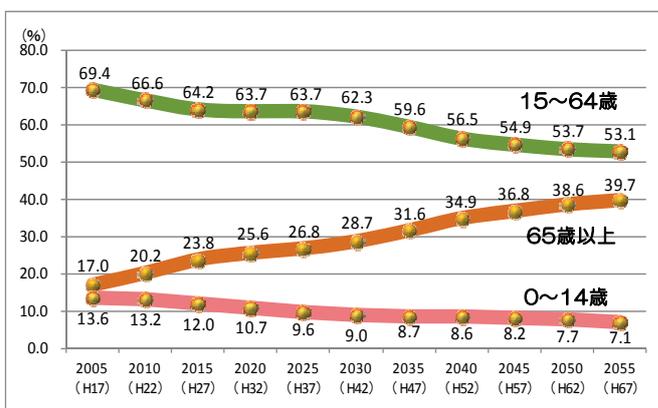
また、国際社会において、世界の人々の往来は更に活発化し、とりわけアジアが世界をリードする存在になっている可能性が強いと考えられます。交流拠点都市としての横浜は、国際的な拠点としてのアクセス性を更に強化し、外国人の居住や往来が増えることから、それにふさわしい都市整備が必要となります。国内においても、リニア中央新幹線が整備されることから、人の往来の様子が変化する可能性があります。

【図-44 人口の超長期予測（中位・中位推計）】



出典：横浜市将来人口推計 2005（平成17）年度より作成

【図-45 年齢構成の超長期予測】



出典：横浜市将来人口推計 2005（平成17）年度より作成

※ 上記推計は、基準人口に2005（平成17）年国勢調査の男女別年齢各歳別人口を用い、将来の出生率、将来の生存率、将来の社会移動率（転入率及び転出率）には、過去の実績を踏まえて仮定値を設定して行っています。なお、将来の出生及び死亡の推移については、いずれも中位の仮定としています。

4 2025（平成37）年に向けた都市づくりの課題

2025（平成37）年に向けて考えられる都市づくりの課題及びその対策を次のとおりとなっています。

① 人口変動や高齢化への対応

- 急激な人口減少や高齢化が見込まれることから、それぞれの地域特性を生かした持続可能な都市づくりを進めていく必要があります。特に、市民のライフサイクルを考慮し、就職・結婚・子育てなど、ライフステージが変わっても、住み続けられる横浜となるような都市づくりを行う必要があります。
- 将来の人口減少の進展や人口構成の変化を踏まえた効率的な土地利用と都市基盤整備を行う必要があります。
- 高齢者を含め誰もが快適に暮らすことができ、自由に社会参加できる都市づくりを行う必要があります。
- 情報化社会に対応した都市基盤整備を行う必要があるとともに、フェイスツーフェイスのコミュニケーションも容易にできる都市づくりを行う必要があります。

② 地球温暖化やヒートアイランド現象への対策

- 環境に配慮した都市づくりや環境にやさしいライフスタイルを支えるまちづくりを行う必要があります。
- 温室効果ガスである二酸化炭素の排出を抑制するため、エネルギー効率の高い、循環型、集約型の市街地を形成する必要があります。また、再生可能エネルギーや未利用エネルギーを地域で活用する必要があります。さらに、二酸化炭素の排出が少ない交通を支える施設の整備や普及促進を行うなど、過度な自動車利用を減らす取組やごみ処理においてごみの発生そのものを抑制するリデュースの取組を一層進める必要があります。
- ヒートアイランド現象を緩和するため、郊外部の大規模な緑地や農地、市街地に残る緑の保全や創造を行う必要があるとともに、都市部を中心に地表面・建物外壁等の改良や排熱の抑制を行う必要があります。また、温度の高い地域を冷却する風を考慮したまちづくりを行う必要があります。

③ 国際社会における位置付けの向上と地域の活性化

- 横浜港の国際競争力を強化し、ハブポート化を進める必要があります。
- 羽田空港国際化を契機に、横浜都心や京浜臨海部を中心として、国際競争力や地域力の強化・向上を図る必要があります、そのための基盤づくりを行う必要があります。
- 全国への新幹線ネットワークの市内拠点である新横浜都心の機能強化とアクセス性の向上を図る必要があります。
- 空港や港、国土軸にアクセスする鉄道や道路の整備を進め、広域交通ネット

ワークの形成を図る必要があります。

- 成長産業拠点として強化が図れるよう京浜臨海部の再編や内陸部の産業拠点の再整備を進める必要があります。
- 交流人口の増加や海外からの観光客誘致は、今後の横浜経済活性化に向けた重要な柱であり、MICEや観光に関する更なる基盤づくりを行う必要があります。

④ 計画的・効率的な土地利用と地域まちづくり

- 都心部、臨海部、都心や臨海部の周辺、郊外部など、それぞれの地域の現状や特性に応じるとともに、都市基盤などの整備に合わせたバランスとめりはりのある土地利用を誘導する必要があります。
- 国際競争力強化や市民生活利便性向上のための市街地開発・拠点整備を進める必要があります。
- 今ある緑地や農地、河川などの自然的環境を保全するとともに、既成市街地においても緑地などの魅力ある市街地環境を創出する必要があります。
- 市街化区域、市街化調整区域については、それぞれの特性に基づき、区域区分を設定する必要があります。
- 既成概念にとらわれない、柔軟な市街地整備の手法により、まちづくりを行う必要があります。
- 郊外部の駅周辺の生活拠点においては、利用者の圏域の規模に応じた機能の集積・充実を図るとともに、郊外住宅地においては、地域の個性や特色に応じた良質で持続可能な住環境を整備・維持する必要があります。
- 郊外住宅地の商店街における売上げ・来街者の減少などの課題や郊外住宅地における空き家の発生等に起因する防犯やコミュニティ維持に関する懸念に対応する必要があります。
- 地域の個性や特色を生かし、市民との協働による地域まちづくりを推進する必要があります。

⑤ 交通基盤の合理的な整備、更新

- 誰もが移動しやすい交通の実現に向けて、道路や鉄道の交通ネットワークなどを整備する必要があります。また、持続可能な地域交通施策を推進する必要があります。
- 今後の人口減少や高齢化の進展に対応した、合理的できめ細かい交通施設の整備を行い、交通の質や快適性・安全性の向上を図る必要があります。
- 過度なマイカー利用を抑制し、徒歩、自転車、バス・鉄道などの公共交通によって円滑に移動できるまちづくりを行い、公共交通の利用促進を図る必要があります。
- 各々の都市基盤の更新時期等の機会を捉え、都市基盤を環境配慮型のものに適切に整備していくなど、環境負荷の低減につながる交通施策を展開する必

要があります。

- 誰もが楽しく快適・安全に移動できる交通環境を整備する必要があります。
- 既存ストックの適正管理と有効活用を進める必要があります。
- 国際競争力強化に資する陸・海・空それぞれの広域交通ネットワークを形成する必要があります。

⑥ 水・緑などの自然的環境や都市の魅力の創造

- 親水性の高い水辺環境や、緑豊かな環境の保全と創造を行う必要があります。また、健全な水循環を回復する必要があります。
- 生き物にやさしい水・緑環境を創出し、生物多様性の保全・再生・創造に向けた環境づくりを進める必要があります。
- 横浜の遺産、風景、歴史を保存継承しながら、市民の創造性を発揮できる機会や場を提供し、横浜として活気ある都市空間を形成する必要があります。
- 都市の魅力づくりや経済やまちの活性化をより一層進めるため、横浜都心を中心に進めてきた創造都市の取組の継承・発展が必要です。
- 水辺や豊かな自然を生かした景観形成など、地域資源を生かした地区ごとの魅力向上を図る必要があります。
- 都市の魅力づくり、経済やまちの活性化をより一層進めるため、文化芸術や創造産業の集積を通して都心部の魅力を向上させる必要があります。
- 地域まちづくり活動を通じて、横浜の地域性や歴史性を生かした景観形成や良好な住環境整備を進める必要があります。

⑦ 安全・安心のまちづくりの確保

- 市民の生命を守り、経済的・物的な被害を最小化する減災に向けた都市づくりを進めるため、災害時にも対応できる都市構造を構築するとともに、地域の特性に対応した災害対策を強化する必要があります。
- 密集住宅市街地の整備・改善等により既成市街地の防災性を向上させる必要があります。
- 大規模地震の際の臨海工業地帯の防災性向上等を図る必要があります。
- 建築物などの耐震化を促進する必要があります。
- がけ地や造成地等の防災対策を検討する必要があります。
- 局地的な大雨などによる水害への対策を行う必要があります。
- 主要な高速道路、幹線道路の整備や横浜港の港湾機能の確保などにより、災害時における輸送機能等を確保する必要があります。
- 被災後の円滑な復興都市づくりのため、地震災害を想定した復興基本計画や市街地復興計画などの作成、市民の防災や耐震化への意識の醸成など、復興都市づくりに向けた事前の備えを充実する必要があります。
- 地域の防災・防犯力向上に向けて、地域住民が主体となった安全・安心のまちづくりを進めるとともに、建築物や宅地開発における計画時点での防犯対策を充実させる必要があります。

- 海域における水質汚濁物質などへの対策を行う必要があります。
- 公害防止に向けた取組や地域でのまちづくり活動への支援を通して、市民の生活環境の保全や改善を図る必要があります。
- 公共事業の安定的な推進、発生土の適切な処理の観点から、発生土抑制対策に取り組むとともに、継続的な処分地を確保する必要があります。
- 臨海部において、津波対策を検討する必要があります。

